

鈴木収入役再任

町勢発展に全力を傾注



収入役 鈴木信夫

向暑のみぎり、町民の皆様には、ますますご隆昌の段心からお喜び申し上げます。

私こと去る六月の定例議会において、町長のご推挙をいただきかつ議会のご承認を賜り、再度収入役に就任をさせていただきました。関係者並びに町民各位のご支援に厚く御礼を申し上げます。

さて光町は、現在斉藤町政のもとに財政状況は極めて安定し、特に懸案でありました光スポーツ公園や工業団地を始めとするあけぼの橋、しおさい道路、東陽病院建設問題等の各種の大型プロジェクト事業がすべて順調に進展しており将来に向かって大きく飛

躍のときを迎えております。

また一方地方自治体を取りまく環境は、高齢化、高学歴化、国際化、情報化を始めとする高度社会を迎え行政課題は、ますます複雑多岐にわたり、大きく変化し、自ら考え自ら実行する創造の時代を迎えております。このような重要な時期に再任の荣誉に浴し改めて職責の重要性を深く認識するものであります。

もとより浅学非才その器ではありませんが斉藤町政の一翼を担い町勢発展に全力を傾注することを誓い申し上げます。また収入役の本分を全う、町民各位の付託にお答え申し上げる覚悟でありますのでどうぞ今後とも旧に倍するご支援とご鞭撻をお願い申し上げます。

最後に町民各位のいよゝの弥栄をご祈念申し上げます。のご挨拶といたします。

税金

Q & A

Q 今年の国民健康保険税の税率は、去年と変わらないようですが、私の世帯(全員国保へ加入)の住民税などの状況は次のとおりとなっております。

我が家の今年の国民健康保険税はどうなりますか、教えてください。

	平成元年度分の住民税の基礎となる				平成元年度分 固定資産税
	収入	必要経費 (給与所得控除)	専従者控除	所得 (課税標準)	
私(自営業)	7,219,828円	5,003,628円	① 600,000円	② 1,616,200円	④ 216,500円 (うち償却資産相 当分53,200円)
妻(専従者)			(600,000円)		
長男(商店へ 勤務)	1,834,700円	(717,300円)		* 1,117,400 - 20,000 = 1,097,400円③	
長女(高校生)	なし				

A 次のようになります。

所得割(上の表の①②③を加えます)

600,000円 + 1,616,200円 + 1,097,400円 =
= 3,313,600円(この金額から2人分の基礎控除額560,000円を差引きます)

3,313,600円 - 560,000円 = 2,753,600円

2,753,600円 × $\frac{7}{100}$ = 192,752円

資産割(上の表の④から償却資産相当分を差引きます)

216,500円 - 53,200円 = 163,300円

163,300円 × $\frac{48}{100}$ = 78,384円

均等割 9,000円 × 4(人) = 36,000円

平等割 14,000円

合計 321,100円(100円未満切り捨て)

*給与所得者は基礎控除の他に5%か2万円のいずれか少ない方の金額を差引きます。

備考 (1) 国保税の最高限度額が40万円から2万円引上げられ、42万円となりました。

(2) 国保税には、住民税のような扶養控除や配偶者控除などの所得控除の制度はありません。

明るい家庭は「あいさつ」から